条　例　議　案　の　概　要

－令和６年６月定例会－

目　　次

議案第 62 号　盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について・・・・ 1
議案第 63 号　盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
議案第 64 号　盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・ 8
議案第 65 号　盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例の一部を改正する条例について・・・・・・・ 11
議案第 66 号　盛岡市農業構造改善センター条例の一部を改正する条例について・・・・・・・ 13
議案第 67 号　盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・ 15
議案第 68 号　盛岡市飲料水供給施設条例の一部を改正する条例について　・・・・・・・・・ 19
議案第 69 号　盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・ 21
議案第 81 号　専決処分につき承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
（盛岡市市税条例の一部を改正する条例）

総務部　職員課

議案第 62 号

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

１　改正の趣旨

災害応急作業等手当を新設するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

２　改正の内容

(1) 災害応急作業等手当の新設

ア　支給要件

異常な自然現象等により、重大な災害が発生した現場（発生するおそれがある現場を含む。）で行う巡回監視や応急作業等に従事した職員に対し、支給する。

イ　手当額

作業１日につき 910円の範囲内で規則で定める額

ウ　手当額の加算

夜間において従事した場合は 100分の50、著しく危険である区域において従事した場合は 100分の 100の範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算する。

(2) 精神保健福祉業務手当に係る規定の整備

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）の一部改正に伴い、精神障害者等に対する「相談及び指導」を「相談及び援助」に改める。

３　施行期日等

公布の日から施行し、災害応急作業等手当の規定は、令和６年１月１日から適用する。

４　その他（規則で定める災害応急作業等手当の額）

(1) 異常な自然現象による重大な災害の現場で行う巡回監視

作業１日につき 480円

(2) 異常な自然現象による重大な災害の現場で行う応急作業等

作業１日につき 730円

(3) 噴火による重大な災害の避難指示区域等で行う巡回監視・応急作業等

作業１日につき 910円

(4) 上記作業に相当すると市長が認める作業

作業に応じて市長が定める額

盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例 昭和36年３月28日条例第８号 改正　略 令和６年　月　日条例第　号 盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例 盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年条例第28号）の全部を改正する。 第１条　略 （特殊勤務手当の種類） 第２条　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （１）　賦課徴収手当 （２）　社会福祉業務手当 （３）　防疫等作業手当 （４）　と畜検査手当 （５）　精神保健福祉業務手当 （６）　衛生検査業務手当 （７）　清掃業務手当 （８）　土木作業手当 （９）　動物飼育手当 （10）　特殊自動車運転手当 （11）　土地買収等交渉手当 （12）　高所作業手当 （13）　坑内作業手当 （14）　災害応急作業等手当 第３条から第６条まで　略 （精神保健福祉業務手当） 第７条　精神保健福祉業務手当は、規則で定める職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第47条第１項の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び援助又はこれらに準ずる業務で精神障害者を訪問するものに従事したときに支給する。 ２　前項の手当の額は、業務１日につき300円とする。 第８条から第15条まで　略 （災害応急作業等手当） 第16条　災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。 （１）　規則で定める職員が、次に掲げる作業に従事したとき。 ア　異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査 （ア）　河川の堤防等 （イ）　道路法（昭和27年法律第180号）第46条第１項（第２号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺 （ウ）　港湾施設又は鉄道施設等 イ　噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条第１項の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法第63条第１項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業 （２）　規則で定める職員が、前号に掲げる作業に相当すると市長が認める作業に従事したとき。 ２　前項の手当の額は、作業１日につき910円の範囲内で規則で定める額とする。 ３　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第１項の手当の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当するときは、第２号に定める額を同項の手当の額とする。 （１）　第１項第１号アの作業又は同項第２号の作業のうち同項第１号アに掲げる作業に相当する作業が日没時から日出時までの間において行われた場合　前項の規則で定める額に100分の50の範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を同項の規則で定める額に加算した額 （２）　第１項各号の作業が著しく危険である区域として規則で定める区域で行われた場合　前項の規則で定める額に100分の100の範囲内で規則で	○盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例 昭和36年３月28日条例第８号 改正　略 盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例 盛岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年条例第28号）の全部を改正する。 第１条　略 （特殊勤務手当の種類） 第２条　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 （１）　賦課徴収手当 （２）　社会福祉業務手当 （３）　防疫等作業手当 （４）　と畜検査手当 （５）　精神保健福祉業務手当 （６）　衛生検査業務手当 （７）　清掃業務手当 （８）　土木作業手当 （９）　動物飼育手当 （10）　特殊自動車運転手当 （11）　土地買収等交渉手当 （12）　高所作業手当 （13）　坑内作業手当 第３条から第６条まで　略 （精神保健福祉業務手当） 第７条　精神保健福祉業務手当は、規則で定める職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第47条第１項の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導又はこれらに準ずる業務で精神障害者を訪問するものに従事したときに支給する。 ２　前項の手当の額は、業務１日につき300円とする。 第８条から第15条まで　略

改正後	改正前
定める割合を乗じて得た額を同項の規則で定める額に加算した額 （支給方法等の委任） 第17条　特殊勤務手当の支給方法その他この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。 附　則　略 附　則（令和６年条例第　号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の第２条第14号及び第16条の規定は、令和６年１月１日から適用する。	（支給方法等の委任） 第16条　特殊勤務手当の支給方法その他この条例の実施に関し必要な事項は、市長が定める。 附　則　略

財政部　資産税課

議案第63号

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

１　改正の趣旨

地方活力向上地域において特定業務施設を新設し、又は増設した事業者に対する固定資産税の課税免除及び不均一課税の要件である地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受ける期間を２年延長するほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

２　改正の内容

(1)　事業者が認定を受ける地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限について令和６年３月 31 日を令和８年３月 31 日に改める。

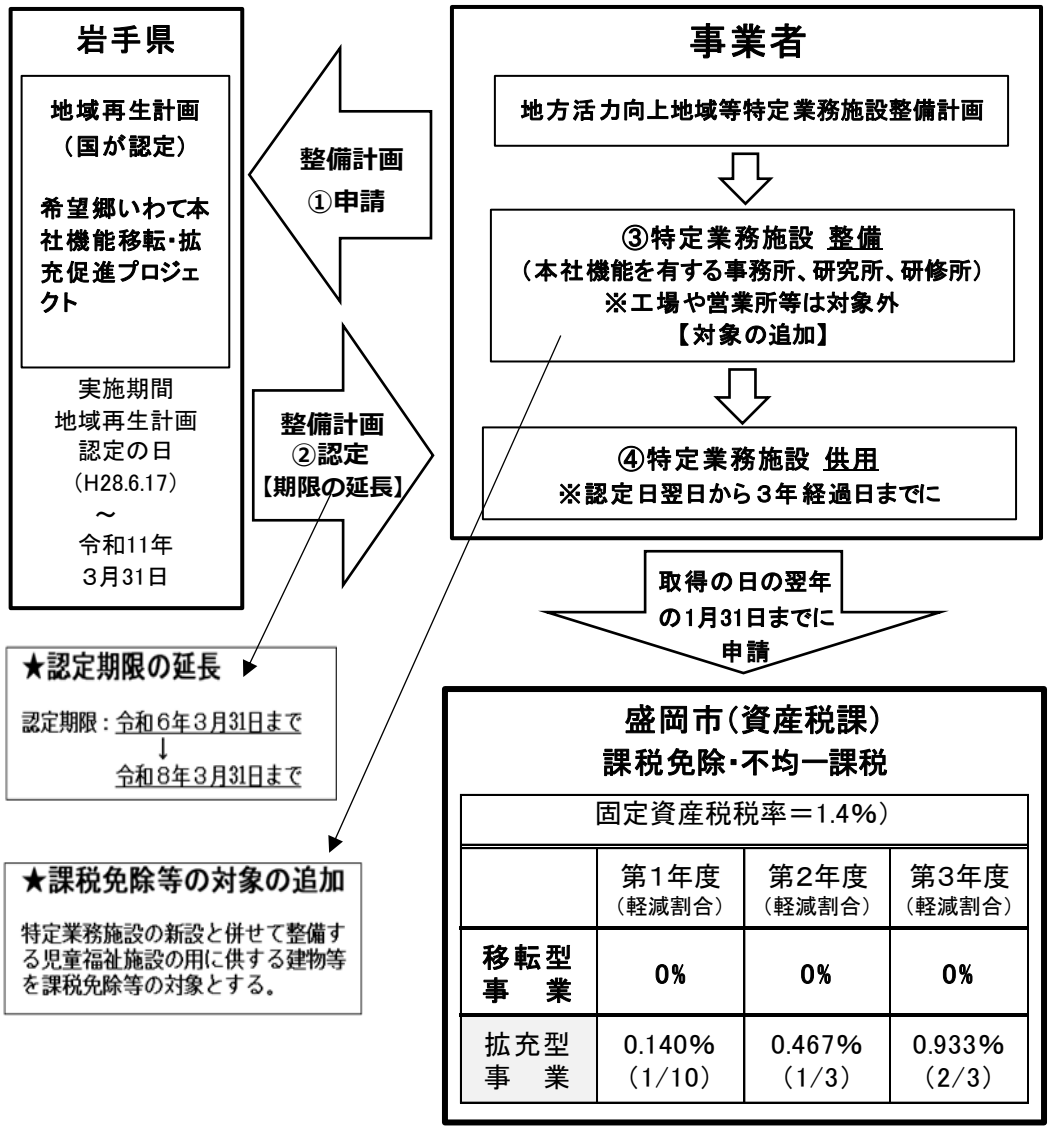
(2)　特定業務施設の新設と併せて整備する当該特定業務施設の従業員の児童に係る児童福祉施設の用に供する建物等を課税免除等の対象とする。

３　施行期日

公布の日

参考資料

1　現行制度のフロー図と改正点（★）



2　制度の経緯

地域再生法に基づき、岩手県では、平成28年６月17日付けで国から地域再生計画の認定（令和４年３月31日付けで変更認定）を受けました。この計画に基づき、本社機能の移転又は拡充を行う事業者は、県に「地方活力向上地域等特定業務施設※3整備計画」の申請を行い、認定を受けることで、税制等の支援措置を受けることができる制度です。

地域再生計画では、移転型事業※1と拡充型事業※2の事業別に対象地域を設定しています。

※１　移転型事業…東京23区にある本社機能を地方活力向上地域に移転し、特定業務施設を整備する事業

※２　拡充型事業…地方活力向上地域において本社機能を拡充、又は、東京23区以外の地域から本社機能を移転し、特定業務施設を整備する事業

※３　特定業務施設…本社機能を有する事務所、研究所、研修所

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例 平成28年12月22日条例第48号 改正　略 令和６年　月　日条例第　号 盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例	○盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例 平成28年12月22日条例第48号 改正　略 盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例
第１条　略	第１条　略
（固定資産税の課税免除） 第２条　法第５条第18項の規定により同条第１項に規定する地域再生計画（同条第４項第５号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から令和８年３月31日までの間に法第17条の２第３項の規定により同条第１項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後３年を経過する日まで（同日までに同条第６項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第６条第１号から第７号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第１号から第７号までに掲げるものに限る。）でその取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第８項第６号に規定する中小事業者、同法第42条の４第19項第７号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第６項に規定する中小通算法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）（法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るものに限る。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度（以下「第１年度」という。）以後３年度内に限り、その課税を免除する。	第２条　法第５条第18項の規定により同条第１項に規定する地域再生計画（同条第４項第５号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」という。）から令和６年３月31日までの間に法第17条の２第３項の規定により同条第１項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後３年を経過する日まで（同日までに同条第６項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第６条第１号から第７号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第１号から第７号までに掲げるものに限る。）でその取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第８項第６号に規定する中小事業者、同法第42条の４第19項第７号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第６項に規定する中小通算法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）（法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るものに限る。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、事業の用に供した後において最初に固定資産税を課すべきこととなる年度（以下「第１年度」という。）以後３年度内に限り、その課税を免除する。
（固定資産税の不均一課税） 第３条　公示日から令和８年３月31日までの間に法第17条の２第３項の規定により地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後３年を経過する日まで（同日までに同条第６項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特別償却設備（法第17条の２第１項第２号に掲げる事業に係るものに限る。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）第51条の３の規定にかかわらず、第１年度以後３年度間において、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とする。 （１）　第１年度　100分の0.14 （２）　第１年度の翌年度　100分の0.467 （３）　第１年度の翌々年度　100分の0.933	（固定資産税の不均一課税） 第３条　公示日から令和６年３月31日までの間に法第17条の２第３項の規定により地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後３年を経過する日まで（同日までに同条第６項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域内において当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って特別償却設備（法第17条の２第１項第２号に掲げる事業に係るものに限る。）を新設し、又は増設したものについて、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、盛岡市市税条例（昭和25年条例第16号）第51条の３の規定にかかわらず、第１年度以後３年度間において、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率とする。 （１）　第１年度　100分の0.14 （２）　第１年度の翌年度　100分の0.467 （３）　第１年度の翌々年度　100分の0.933
第４条から第８条まで　略	第４条から第８条まで　略
附　則　略 附　則（令和６年条例第　号） １　この条例は、公布の日から施行する。 ２　改正後の盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は	附　則　略

改正後	改正前
増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。	

上下水道部　給排水課

議案第 64 号

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例について

1　改正の趣旨

排水設備等の工事を施行する者の指定に係る基準及び手続を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

※排水設備工事責任技術者

・排水設備の設計及び技術上の管理、施工に関して一定水準以上の知識及び技術を持った者であり、排水設備等の工事を施行する者の指定を受けるには、事業所に１人以上置く必要がある。
・都道府県ごとに登録されるもので、岩手県では（公財）岩手県下水道公社が実施する試験に合格した者が登録される。

2　改正の内容

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会）における、働き方の選択肢の拡大、人手不足の解消等のための常駐・専任規制の見直しとして、排水設備工事責任技術者の配置基準及び手続について、標準下水道条例の一部改正が行われたことから、次のとおり改正を行うものである。

(1) 排水設備等の工事を施行する者の指定に係る基準のうち、事業所に専属する排水設備工事責任技術者を１人以上置く者から事業所ごとに選任している者に見直すとともに、兼任の状況を確認した上で、県内の他の事業所との兼任を妨げないこととする。

(2) 排水設備等の工事を施行する者の指定の申請の際に添付する書類に、住民票、在留カード及び特別永住者証明書の写しを加えるほか、法人の代表者の本人確認書類を削除する。

(3) このほか、必要な規定の整備を行う。

3　施行期日

公布の日

盛岡市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市下水道条例 昭和36年３月28日条例第15号 改正　略 令和６年　月　日条例第　号	○盛岡市下水道条例 昭和36年３月28日条例第15号 改正　略
盛岡市下水道条例	盛岡市下水道条例
目次及び第１条から第７条まで　略	目次及び第１条から第７条まで　略
（指定の申請）	（指定の申請）
第７条の２　前条に規定する指定を受けようとする者は、管理者が定めるところにより、次に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。	第７条の２　前条に規定する指定を受けようとする者は、管理者が定めるところにより、次に掲げる図書を添付して管理者に申請しなければならない。
（１）　住民票若しくは住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、在留カード又は特別永住者証明書（法人にあつては、当該法人の登記事項証明書及び定款）の写し	（１）　住民票記載事項証明書又は印鑑登録証明書（法人にあつては、当該法人の登記事項証明書、定款の写し及び代表者の住民票記載事項証明書又は印鑑登録証明書）
（２）　経歴書（法人にあつては、代表者の経歴書）	（２）　経歴書（法人にあつては、代表者の経歴書）
（３）　次条第１項第５号ア及びイに該当しないことを誓約する書類（法人にあつては、役員全員の同号ア及びイに該当しないことを誓約する書類）	（３）　次条第１項第５号ア及びイに該当しないことを誓約する書類（法人にあつては、役員全員の同号ア及びイに該当しないことを誓約する書類）
（４）　排水設備等の工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の写真、平面図及び付近の見取図	（４）　排水設備等の工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の写真、平面図及び付近の見取図
（５）　選任する排水設備工事責任技術者（公益財団法人岩手県下水道公社の排水設備工事責任技術者名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）の次に掲げる事項を記載した名簿、当該排水設備工事責任技術者に係る排水設備工事責任技術者証の写し及び当該排水設備工事責任技術者との雇用関係を証する書類 ア　氏名 イ　県内の他の事業所の排水設備工事責任技術者を兼任している場合にあつては、その兼任の状況	（５）　専属する排水設備工事責任技術者（公益財団法人岩手県下水道公社の排水設備工事責任技術者名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）の　名簿、当該排水設備工事責任技術者に係る排水設備工事責任技術者証の写し及び当該排水設備工事責任技術者との雇用関係を証する書類
（６）　設備器材の調書	（６）　設備器材の調書
（７）　県内のいずれかの市町村において水道法（昭和32年法律第177号）第16条の２第１項の指定を受けていることを証する書類の写し	（７）　県内　いずれかの市町村において水道法（昭和32年法律第177号）第16条の２第１項の指定を受けていることを証する書類の写し
（８）　前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類	（８）　前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
２　第７条の４の有効期間の満了後も引き続いて第７条に規定する指定を受けようとする者は、管理者が定めるところにより、前項第３号、第５号、第７号及び第８号に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。	２　第７条の４の有効期間の満了後も引き続いて第７条に規定する指定を受けようとする者は、管理者が定めるところにより、前項第３号、第５号、第７号及び第８号に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。
（指定の基準等）	（指定の基準等）
第７条の３　管理者は、前条の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めたときは、第７条に規定する指定をしなければならない。	第７条の３　管理者は、前条の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めたときは、第７条に規定する指定をしなければならない。
（１）　県内に事業所を有する者であること。	（１）　県内に事業所を有する者であること。
（２）　事業所ごとに　排水設備工事責任技術者を選任している者であること。ただし、県内の他の事業所（前条の規定による申請をした者が有する事業所に限る。）の排水設備工事責任技術者を兼任させることを妨げない。	（２）　事業所に専属する排水設備工事責任技術者を１人以上置く者であること。
（３）　事業所に排水設備等の工事を行うための設備及び器材を有する者であること。	（３）　事業所に排水設備等の工事を行うための設備及び器材を有する者であること。
（４）　県内のいずれかの市町村において水道法第16条の２第１項の指定を受けている者であること。	（４）　県内のいずれかの市町村において水道法第16条の２第１項の指定を受けている者であること。
（５）　次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。	（５）　次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
ア　心身の故障により排水設備等の工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの	ア　心身の故障により排水設備等の工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの
イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
ウ　第７条の12第１項の規定により第７条に規定する指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者	ウ　第７条の12第１項の規定により工事店の　指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者
エ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者	エ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
オ　法人であつて、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの	オ　法人であつて、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの
２　管理者は、第７条に規定する指定をしたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。	２　管理者は、第７条に規定する指定をしたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。
第７条の４　略	第７条の４　略
（指定を受けたことを証する書面の交付等）	（指定を受けたことを証する書面の交付等）
第７条の５　管理者は、第７条に規定する指定をしたときは、当該指定をしたことを証する管理者が定める書面を当該指定を受けた者に交付するもの	第７条の５　管理者は、第７条に規定する指定をしたときは、当該指定をしたことを証する管理者が定める書面を当該指定を受けた者に交付するもの

改正後	改正前
とする。	とする。
2　第７条に規定する指定を受けた者（以下「工事店」という。）は、前項の規定により交付を受けた書面を汚損し、又は紛失したときは、管理者が定めるところにより、当該書面の再交付を申請しなければならない。	2　第７条に規定する指定を受けた者　　は、前項の規定により交付を受けた書面を汚損し、又は紛失したときは、管理者が定めるところにより、当該書面の再交付を申請しなければならない。
（工事店の責務）	（工事店の責務）
第７条の６　　工事店　　は、法令等の定めるところにより、誠実に排水設備等の工事を施行しなければならない。	第７条の６　第７条に規定する指定を受けた者（以下「工事店」という。）は、法令等の定めるところにより、誠実に排水設備等の工事を施行しなければならない。
2　工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	2　工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）　排水設備等の工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないこと。	（１）　排水設備等の工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないこと。
（２）　排水設備等の工事の全部又は大部分を一括して第三者に、委託し、又は請け負わせてはならないこと。	（２）　排水設備等の工事の全部又は大部分を一括して第三者に、委託し、又は請け負わせてはならないこと。
（３）　工事店としての自己の名義を他の者に貸与してはならないこと。	（３）　工事店としての自己の名義を他の者に貸与してはならないこと。
（４）　災害等の緊急時に、排水設備等の復旧に関して管理者から協力の要請があつたときは、これに協力するよう努めなければならないこと。	（４）　災害等の緊急時に、排水設備等の復旧に関して管理者から協力の要請があつたときは、これに協力するよう努めなければならないこと。
（排水設備工事責任技術者の職務等）	（排水設備工事責任技術者の職務等）
第７条の７　工事店が選任する排水設備工事責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。	第７条の７　工事店に専属する排水設備工事責任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
（１）　排水設備等の工事に関する技術上の管理	（１）　排水設備等の工事に関する技術上の管理
（２）　排水設備等の工事に従事する者の技術上の指導監督	（２）　排水設備等の工事に従事する者の技術上の指導監督
（３）　排水設備等の工事に係る排水設備等の構造及び材料が法令等に規定する基準に適合していることの確認	（３）　排水設備等の工事に係る排水設備等の構造及び材料が法令等に規定する基準に適合していることの確認
2　排水設備工事責任技術者は、排水設備工事責任技術者証を携帯し、関係人からの請求があつたときは、これを提示しなければならない。	2　排水設備工事責任技術者は、排水設備工事責任技術者証を携帯し、関係人からの請求があつたときは、これを提示しなければならない。
（工事店の変更等の届出）	（工事店の変更等の届出）
第７条の８　工事店は、次の各号のいずれかに該当したときは、管理者が定めるところにより、直ちに管理者に届け出なければならない。	第７条の８　工事店は、次の各号のいずれかに該当したときは、管理者が定めるところにより、直ちに管理者に届け出なければならない。
（１）　工事店の名称又は組織に変更があつたとき。	（１）　　名称又は組織に変更があつたとき。
（２）　代表者に異動があつたとき。	（２）　代表者に異動があつたとき。
（３）　事業所（県内の他の事業所に排水設備工事責任技術者を兼任させている場合にあつては、当該県内の他の事業所を含む。）を移転したとき。	（３）　事業所　　を移転したとき。
（４）　選任する排水設備工事責任技術者に異動があつたとき。	（４）　専属する排水設備工事責任技術者に異動があつたとき。
2　工事店は、第７条の３第１項各号に適合しなくなつたとき又は排水設備等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、管理者が定めるところにより、直ちに管理者に届け出なければならない。	2　工事店は、第７条の３第１項各号に適合しなくなつたとき又は排水設備等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、管理者が定めるところにより、直ちに管理者に届け出なければならない。
第７条の９　略	第７条の９　略
（排水設備工事責任技術者の立会い）	（排水設備工事責任技術者の立会い）
第７条の10　管理者は、第６条第２項の排水設備等の検査を行うときは、当該排水設備等の工事を施行した工事店に対し、当該工事店が選任する排水設備工事責任技術者を当該検査に立ち会わせることを求めることができる。	第７条の10　管理者は、第６条第２項の排水設備等の検査を行うときは、当該排水設備等の工事を施行した工事店に対し、当該工事店に専属する排水設備工事責任技術者を当該検査に立ち会わせることを求めることができる。
第７条の11から第29条まで　略	第７条の11から第29条まで　略
附　則　略	附　則　略
附　則（令和６年条例第　号）	
1　この条例は、公布の日から施行する。	
2　改正後の盛岡市下水道条例第７条の２第１項の規定は、この条例の施行の日以後にされる指定の申請について適用し、同日前にされた指定の申請については、なお従前の例による。	
3　この条例の施行の際現に盛岡市下水道条例第７条に規定する指定を受けている者は、改正後の盛岡市下水道条例第７条の３第１項（第２号に係る部分に限る。）に定める基準に適合する者とみなす。	

都市整備部　景観政策課

議案第65号

盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例の一部を改正する条例について

１　改正の趣旨

盛岡ふれあい覆馬場プラザの交流ホールにおいて、冷房を使用する期間に冷房料を徴収しようとするものである。

２　改正の内容

冷房を使用する期間に交流ホールを使用する場合においては、表に掲げる交流ホールの使用料の額の３割に相当する額を冷房料として徴収する。

３　施行期日

規則で定める日

盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例

平成23年10月27日条例第39号

改正　令和６年　月　日条例第　号

盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例

第１条から第７条まで　略

（使用料）

第８条　使用者から別表に定める使用料を徴収する。

２　前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。

３　使用料は、許可の際に徴収する。

第９条から第20条まで　略

附　則　略

附　則（令和６年条例第　号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第８条関係）

区分		午前９時から正午まで	正午から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	正午から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
アリーナ	全面使用	1,800円	2,400円	2,200円	4,000円	4,600円	6,000円
	半面使用	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
交流ホール		900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
広場		900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

備考

１　午前９時前又は午後９時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間１時間までごとに、それぞれ午前９時前のときは午前９時から正午までの、午後９時後のときは午後５時から午後９時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。

２　冷暖房を使用する期間に交流ホールを使用する場合においては、表に掲げる額（備考１に該当する場合にあっては、備考１に定める額）の３割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。

改正前

○盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例

平成23年10月27日条例第39号

盛岡市旧覆馬場活用交流施設条例

第１条から第７条まで　略

（使用料）

第８条　使用者から別表に定める使用料を徴収する。

２　前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。

３　使用料は、許可の際に徴収する。

第９条から第20条まで　略

附　則　略

別表（第８条関係）

区分		午前９時から正午まで	正午から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	正午から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
アリーナ	全面使用	1,800円	2,400円	2,200円	4,000円	4,600円	6,000円
	半面使用	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
交流ホール		900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
広場		900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円

備考

１　午前９時前又は午後９時後に使用する場合の使用料の額は、その使用時間１時間までごとに、それぞれ午前９時前のときは午前９時から正午までの、午後９時後のときは午後５時から午後９時までの使用時間区分の使用料の額の時間割計算による額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）とする。

２　暖房を使用する期間に交流ホールを使用する場合においては、表に掲げる額（備考１に該当する場合にあっては、備考１に定める額）の３割に相当する額を　　暖房料として徴収する。

農林部　農政課

議案第 66 号

盛岡市農業構造改善センター条例の一部を改正する条例について

1　改正の趣旨

盛岡市乙部農業構造改善センターの第１研修室及び第２研修室において、冷房を使用する期間に冷房料を徴収しようとするものである。

2　改正の内容

エアコンを設置する第１研修室及び第２研修室において、第８条使用料別表に定める額の３割に相当する額を冷房使用料として徴収する。

(1) 改正前

区分	午前９時から 正午まで	正午から 午後５時まで	午後５時から 午後９時まで	午後９時から 午後５時まで	正午から 午後９時まで	午前９時から 午後９時まで
第１会議室	300 円	400 円	500 円	700 円	900 円	1,200 円
第２会議室	300 円	400 円	500 円	700 円	900 円	1,200 円

備考　暖房を使用する期間においては、食品加工実習室を除き、表に掲げる額の３割に相当する額を暖房料として徴収する。

(2) 改正後

区分	午前９時から 正午まで	正午から 午後５時まで	午後５時から 午後９時まで	午後９時から 午後５時まで	正午から 午後９時まで	午前９時から 午後９時まで
第１会議室	300 円	400 円	500 円	700 円	900 円	1,200 円
第２会議室	300 円	400 円	500 円	700 円	900 円	1,200 円

備考　暖房（第１研修室及び第２研修室にあっては、冷暖房）を使用する期間においては、食品加工実習室を除き、表に掲げる額の３割に相当する額を暖房料（第１研修室及び第２研修室にあっては、冷房料又は暖房料）として徴収する。

3　施行期日

規則で定める日

盛岡市農業構造改善センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○盛岡市農業構造改善センター条例

平成４年３月24日条例第46号

改正　略

令和６年　月　日条例第　号

盛岡市農業構造改善センター条例

第１条から第７条まで　略

（使用料）

第８条　使用者から別表に定める使用料を徴収する。

２　前項に定めるもののほか、食品加工実習室の附属設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。

３　使用料は、許可の際に徴収する。

第９条から第19条まで　略

附　則　略

附　則（令和６年条例第　号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第８条関係）

（１）　盛岡市乙部農業構造改善センター

区分	午前９時から正午まで	正午から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	正午から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
第１研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
第２研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
第１会議室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
第２会議室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
工芸実習室	200円	300円	400円	500円	700円	900円
調理実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
食品加工実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円

備考　暖房（第１研修室及び第２研修室にあっては、冷暖房）を使用する期間においては、食品加工実習室を除き、表に掲げる額の３割に相当する額を暖房料（第１研修室及び第２研修室にあっては、冷房料又は暖房料）として徴収する。

（２）　略

改正前

○盛岡市農業構造改善センター条例

平成４年３月24日条例第46号

改正　略

盛岡市農業構造改善センター条例

第１条から第７条まで　略

（使用料）

第８条　使用者から別表に定める使用料を徴収する。

２　前項に定めるもののほか、食品加工実習室の附属設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。

３　使用料は、許可の際に徴収する。

第９条から第19条まで　略

附　則　略

別表（第８条関係）

（１）　盛岡市乙部農業構造改善センター

区分	午前９時から正午まで	正午から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	正午から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
第１研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
第２研修室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
第１会議室	300円	400円	500円	700円	900円	1,200円
第２会議室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
工芸実習室	200円	300円	400円	500円	700円	900円
調理実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円
食品加工実習室	400円	500円	600円	900円	1,100円	1,500円

備考　暖房を使用する期間においては、食品加工実習室を除き、表に掲げる額の３割に相当する額を暖房料として徴収する。

（２）　略

市民部　市民協働推進課

議案第67号

盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例について

１　改正の趣旨

厨川地区活動センター、松園地区活動センター及び中野地区活動センターにおいて、冷房を使用する場合に冷房料を徴収しようとするとともに、みたけ地区活動センターの改修に伴い、当該施設の区分及び使用料の額を改めようとするものである。

２　改正の内容

(1) 第１条

エアコンを設置する厨川地区活動センター外２施設の集会室において、第８条使用料別表備考２に掲げる冷暖房を使用する施設に追加し、冷房を使用する際には同別表に定める額の３割に相当する額を冷房料として徴収する。

区分		午前９時から正午まで	正午から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	正午から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
厨川地区活動センター	集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
松園地区活動センター	第１集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
中野地区活動センター	第２集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円

(2) 第２条

みたけ地区活動センターについて、次のとおり改正する。

ア　区分及び使用料の額の改正

第８条使用料別表について、使用料徴収を行っていなかったパブを第２集会室へ、第２集会室を第５集会室へ、第５集会室を第６集会室へ名称変更することから、区分及び使用料の額を改める。

イ　冷房料の追加

みたけ地区活動センター（体育館を除く）において、第８条使用料別表備考２に掲げる冷

暖房を使用する施設に追加し、冷房を使用する際には同別表に定める額の３割に相当する額を冷房料として徴収する。

【改正前】

区分	午前９時から正午まで	正午から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	正午から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
体育館　略						
料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第１集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
第２集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第３集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第４集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第５集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円

【改正後】

区分	午前９時から正午まで	正午から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	正午から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
体育館　略						
料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第１集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
第２集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第３集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第４集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第５集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
第６集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円

３　施行期日

(1) 第１条　令和６年６月29日

(2) 第２条　規則で定める日

【第１条】盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○盛岡市地区活動センター条例

昭和54年３月28日条例第９号

改正　略

令和６年　月　日条例第　号

盛岡市地区活動センター条例

第１条から第７条まで　略

（使用料）

第８条　センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。

（１）　私的な催し等に使用するとき。

（２）　営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。

（３）　特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。

（４）　前３号に準じた目的に使用するとき。

２　前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。

第９条から第19条まで　略

附　則　略

附　則（令和６年条例第　号）

この条例中第１条の規定は令和６年６月29日から、第２条の規定は規則で定める日から施行する。

別表（第８条関係）

区分		午前９時から正午まで	正午から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	正午から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
略	略	略	略	略	略	略	略
厨川地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
松園地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第１集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第２集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第３集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
略	略	略	略	略	略	略	略
中野地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第１集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第２集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
略	略	略	略	略	略	略	略

備考

１　体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額の３倍に相当する額を使用料として徴収する。

２　暖房（次に掲げるセンターにあつては、冷暖房）を使用する場合には、表に掲げる額の３割に相当する額を暖房料（当該センターにあつては、冷房料又は暖房料）として徴収する。

（１）　青山地区活動センター（体育館を除く。）

（２）　仙北地区活動センター

（３）　厨川地区活動センター（集会室に限る。）

（４）　松園地区活動センター（第１集会室に限る。）

（５）　加賀野地区活動センター（体育館を除く。）

（６）　中野地区活動センター（第２集会室に限る。）

（７）　太田地区活動センター（体育館を除く。）

（８）　緑が丘地区活動センター（第２集会室に限る。）

（９）　山岸地区活動センター（第１集会室に限る。）

（10）　本宮地区活動センター（第１集会室に限る。）

（11）　仁王地区活動センター（集会室に限る。）

改正前

○盛岡市地区活動センター条例

昭和54年３月28日条例第９号

改正　略

盛岡市地区活動センター条例

第１条から第７条まで　略

（使用料）

第８条　センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。

（１）　私的な催し等に使用するとき。

（２）　営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。

（３）　特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。

（４）　前３号に準じた目的に使用するとき。

２　前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。

第９条から第19条まで　略

附　則　略

別表（第８条関係）

区分		午前９時から正午まで	正午から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	正午から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
略	略	略	略	略	略	略	略
厨川地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
松園地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第１集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
	第２集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第３集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
略	略	略	略	略	略	略	略
中野地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第１集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第２集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
略	略	略	略	略	略	略	略

備考

１　体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額の３倍に相当する額を使用料として徴収する。

２　暖房（次に掲げるセンターにあつては、冷暖房）を使用する場合には、表に掲げる額の３割に相当する額を暖房料（当該センターにあつては、冷房料又は暖房料）として徴収する。

（１）　青山地区活動センター（体育館を除く。）

（２）　仙北地区活動センター

（３）　加賀野地区活動センター（体育館を除く。）

（４）　太田地区活動センター（体育館を除く。）

（５）　緑が丘地区活動センター（第２集会室に限る。）

（６）　山岸地区活動センター（第１集会室に限る。）

（７）　本宮地区活動センター（第１集会室に限る。）

（８）　仁王地区活動センター（集会室に限る。）

【第２条】盛岡市地区活動センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後

○盛岡市地区活動センター条例

昭和54年３月28日条例第９号

改正　略

令和６年　月　日条例第　号

盛岡市地区活動センター条例

第１条から第７条まで　略

（使用料）

第８条　センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。

（１）　私的な催し等に使用するとき。

（２）　営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。

（３）　特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。

（４）　前３号に準じた目的に使用するとき。

２　前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。

第９条から第19条まで　略

附　則　略

附　則（令和６年条例第　号）

この条例中第１条の規定は令和６年６月29日から、第２条の規定は規則で定める日から施行する。

別表（第８条関係）

区分		午前９時から正午まで	正午から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	正午から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
略	略	略	略	略	略	略	略
みたけ地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第１集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第２集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第３集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第４集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第５集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第６集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
略	略	略	略	略	略	略	略

備考

１　体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額の３倍に相当する額を使用料として徴収する。

２　暖房（次に掲げるセンターにあつては、冷暖房）を使用する場合には、表に掲げる額の３割に相当する額を暖房料（当該センターにあつては、冷房料又は暖房料）として徴収する。

（１）　青山地区活動センター（体育館を除く。）

（２）　仙北地区活動センター

（３）　厨川地区活動センター（集会室に限る。）

（４）　松園地区活動センター（第１集会室に限る。）

（５）　加賀野地区活動センター（体育館を除く。）

（６）　中野地区活動センター（第２集会室に限る。）

（７）　みたけ地区活動センター（体育館を除く。）

（８）　太田地区活動センター（体育館を除く。）

（９）　緑が丘地区活動センター（第２集会室に限る。）

（10）　山岸地区活動センター（第１集会室に限る。）

（11）　本宮地区活動センター（第１集会室に限る。）

（12）　仁王地区活動センター（集会室に限る。）

改正前

○盛岡市地区活動センター条例

昭和54年３月28日条例第９号

改正　略

盛岡市地区活動センター条例

第１条から第７条まで　略

（使用料）

第８条　センターの使用料は、無料とする。ただし、センターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。

（１）　私的な催し等に使用するとき。

（２）　営利又は宣伝を目的とした催し等に使用するとき。

（３）　特定の政治運動又は宗教活動に使用するとき。

（４）　前３号に準じた目的に使用するとき。

２　前項ただし書の使用料は、許可の際に徴収する。

第９条から第19条まで　略

附　則　略

別表（第８条関係）

区分		午前９時から正午まで	正午から午後５時まで	午後５時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	正午から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
略	略	略	略	略	略	略	略
みたけ地区活動センター	体育館	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	料理実習室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第１集会室	1,400円	1,800円	1,700円	3,000円	3,500円	4,500円
	第２集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第３集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第４集会室	900円	1,200円	1,100円	2,000円	2,300円	3,000円
	第５集会室	1,800円	2,400円	2,100円	3,900円	4,500円	6,000円
略	略	略	略	略	略	略	略

備考

１　体育館を体育以外の目的で使用する場合には、表に掲げる額の３倍に相当する額を使用料として徴収する。

２　暖房（次に掲げるセンターにあつては、冷暖房）を使用する場合には、表に掲げる額の３割に相当する額を暖房料（当該センターにあつては、冷房料又は暖房料）として徴収する。

（１）　青山地区活動センター（体育館を除く。）

（２）　仙北地区活動センター

（３）　厨川地区活動センター（集会室に限る。）

（４）　松園地区活動センター（第１集会室に限る。）

（５）　加賀野地区活動センター（体育館を除く。）

（６）　中野地区活動センター（第２集会室に限る。）

（７）　太田地区活動センター（体育館を除く。）

（８）　緑が丘地区活動センター（第２集会室に限る。）

（９）　山岸地区活動センター（第１集会室に限る。）

（10）　本宮地区活動センター（第１集会室に限る。）

（11）　仁王地区活動センター（集会室に限る。）

玉山総合事務所　税務住民課

議案第 68 号

盛岡市飲料水供給施設条例の一部を改正する条例について

１　改正の趣旨

盛岡市中日戸飲料水供給施設及び盛岡市大神飲料水供給施設を廃止しようとするものである。

２　改正の内容

盛岡市中日戸飲料水供給施設及び盛岡市大神飲料水供給施設を削除する。

３　施行期日

公布の日

４　その他

盛岡市中日戸飲料水供給施設及び盛岡市大神飲料水供給施設について、井戸等整備支援事業により、施設使用者の井戸整備が完了したことから、当該施設を廃止しようとするものである。

盛岡市飲料水供給施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
○盛岡市飲料水供給施設条例

昭和40年12月23日条例第54号

改正　略

令和６年　月　日条例第　号

盛岡市飲料水供給施設条例

第１条及び第２条　略

（設置）

第３条　飲料水供給施設を次表のとおり設置する。

<table>
<tr><th>名称</th><th>給水区域</th></tr>
<tr><td>盛岡市川目飲料水供給施設</td><td>盛岡市川目第５地割の一部</td></tr>
<tr><td>盛岡市葛巻飲料水供給施設</td><td>盛岡市玉山馬場字葛巻及び字田茂内の各一部</td></tr>
<tr><td>盛岡市町村飲料水供給施設</td><td>盛岡市薮川字町村の一部</td></tr>
<tr><td>盛岡市大平飲料水供給施設</td><td>盛岡市寺林字平森並びに巻堀字上桑畑及び字西郡の各一部</td></tr>
<tr><td>盛岡市岩洞飲料水供給施設</td><td>盛岡市薮川字外山の一部</td></tr>
<tr><td>盛岡市大沼飲料水供給施設</td><td>盛岡市薮川字日向の一部</td></tr>
</table>
第４条から第６条まで　略

（使用料の額）

第７条　盛岡市川目飲料水供給施設の使用料の額は、第１号の基本額に第２号の加算額を加えた額とする。

（１）　基本額　１世帯１月につき　1,200円

（２）　加算額　１世帯１人１月につき　500円

２　盛岡市葛巻飲料水供給施設、盛岡市町村飲料水供給施設、盛岡市大平飲料水供給施設、盛岡市岩洞飲料水供給施設及び盛岡市大沼飲料水供給施設（以下「葛巻飲料水供給施設等」という。）の使用料の額は、前項の額の範囲内で管理の経費の実態を勘案して市長が定める額とする。

３　前項の規定にかかわらず、個別に給水量を計量するメーターが設置されている葛巻飲料水供給施設等に係る同項の規定の適用については、同項中「前項の額」とあるのは、「旧玉山村水道事業給水条例（平成９年玉山村条例第12号）第24条及び別表第１の規定の例による額」とする。

第８条から第27条まで　略

附　則　略

附　則（令和６年条例第　号）

この条例は、公布の日から施行する。
</td><td>
○盛岡市飲料水供給施設条例

昭和40年12月23日条例第54号

改正　略

盛岡市飲料水供給施設条例

第１条及び第２条　略

（設置）

第３条　飲料水供給施設を次表のとおり設置する。

<table>
<tr><th>名称</th><th>給水区域</th></tr>
<tr><td>盛岡市川目飲料水供給施設</td><td>盛岡市川目第５地割の一部</td></tr>
<tr><td>盛岡市葛巻飲料水供給施設</td><td>盛岡市玉山馬場字葛巻及び字田茂内の各一部</td></tr>
<tr><td>盛岡市中日戸飲料水供給施設</td><td>盛岡市日戸字森子、字日影、字間洞及び字道合の各一部</td></tr>
<tr><td>盛岡市大神飲料水供給施設</td><td>盛岡市玉山馬場字葛巻の一部</td></tr>
<tr><td>盛岡市町村飲料水供給施設</td><td>盛岡市薮川字町村の一部</td></tr>
<tr><td>盛岡市大平飲料水供給施設</td><td>盛岡市寺林字平森並びに巻堀字上桑畑及び字西郡の各一部</td></tr>
<tr><td>盛岡市岩洞飲料水供給施設</td><td>盛岡市薮川字外山の一部</td></tr>
<tr><td>盛岡市大沼飲料水供給施設</td><td>盛岡市薮川字日向の一部</td></tr>
</table>
第４条から第６条まで　略

（使用料の額）

第７条　盛岡市川目飲料水供給施設の使用料の額は、第１号の基本額に第２号の加算額を加えた額とする。

（１）　基本額　１世帯１月につき　1,200円

（２）　加算額　１世帯１人１月につき　500円

２　盛岡市葛巻飲料水供給施設、盛岡市中日戸飲料水供給施設、盛岡市大神飲料水供給施設、盛岡市町村飲料水供給施設、盛岡市大平飲料水供給施設、盛岡市岩洞飲料水供給施設及び盛岡市大沼飲料水供給施設（以下「葛巻飲料水供給施設等」という。）の使用料の額は、前項の額の範囲内で管理の経費の実態を勘案して市長が定める額とする。

３　前項の規定にかかわらず、個別に給水量を計量するメーターが設置されている葛巻飲料水供給施設等に係る同項の規定の適用については、同項中「前項の額」とあるのは、「旧玉山村水道事業給水条例（平成９年玉山村条例第12号）第24条及び別表第１の規定の例による額」とする。

第８条から第27条まで　略

附　則　略
</td></tr>
</table>

教育委員会　生涯学習課

議案第 69 号

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について

1　改正の趣旨

盛岡市乙部地区公民館において、冷房を使用する期間に冷房料を徴収しようとするものである。

2　改正の内容

使用料の３割に相当する額を冷房料として徴収する。

【改正前】

区分	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
研修室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円

備考　暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の３割に相当する額を暖房料として徴収する。

【改正後】

区分	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで
研修室	800円	1,000円	800円	1,800円	1,800円	2,600円

備考　冷暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の３割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。

3　施行期日

教育委員会規則で定める日

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
○盛岡市公民館条例

昭和55年３月28日条例第21号

改正　略

令和６年　月　日条例第　号

盛岡市公民館条例

盛岡市公民館に関する条例（昭和35年条例第10号）の全部を改正する。

第１条から第７条まで　略

（使用料）

第８条　使用者から別表に定める使用料を徴収する。

２　前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。

３　使用料は、許可の際に徴収する。ただし、公民館の運営上特に必要があるものとして規則で定める使用料は、規則で定める日を期限として後納させることができる。

第８条の２から第20条まで　略

附　則　略

附　則（令和６年条例第　号）

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

別表（第８条関係）

（１）から（９）まで　略

(10)　盛岡市乙部地区公民館

<table>
<tr><td>区分</td><td>午前９時から正午まで</td><td>午後１時から午後５時まで</td><td>午後６時から午後９時まで</td><td>午前９時から午後５時まで</td><td>午後１時から午後９時まで</td><td>午前９時から午後９時まで</td></tr>
<tr><td>研修室</td><td>800円</td><td>1,000円</td><td>800円</td><td>1,800円</td><td>1,800円</td><td>2,600円</td></tr>
</table>
備考　冷暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の３割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。

(11)から(14)まで　略
</td><td>
○盛岡市公民館条例

昭和55年３月28日条例第21号

改正　略

盛岡市公民館条例

盛岡市公民館に関する条例（昭和35年条例第10号）の全部を改正する。

第１条から第７条まで　略

（使用料）

第８条　使用者から別表に定める使用料を徴収する。

２　前項に定めるもののほか、附属の設備を使用する者から規則で定める使用料を徴収する。

３　使用料は、許可の際に徴収する。ただし、公民館の運営上特に必要があるものとして規則で定める使用料は、規則で定める日を期限として後納させることができる。

第８条の２から第20条まで　略

附　則　略

別表（第８条関係）

（１）から（９）まで　略

(10)　盛岡市乙部地区公民館

<table>
<tr><td>区分</td><td>午前９時から正午まで</td><td>午後１時から午後５時まで</td><td>午後６時から午後９時まで</td><td>午前９時から午後５時まで</td><td>午後１時から午後９時まで</td><td>午前９時から午後９時まで</td></tr>
<tr><td>研修室</td><td>800円</td><td>1,000円</td><td>800円</td><td>1,800円</td><td>1,800円</td><td>2,600円</td></tr>
</table>
備考　暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の３割に相当する額を暖房料として徴収する。

(11)から(14)まで　略
</td></tr>
</table>

財政部　　市民税課
資産税課
市民部　健康保険課

議案第81号
専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市市税条例の一部を改正する条例）

１　改正の趣旨

第 213回通常国会において「地方税法等の一部を改正する法律案」が、可決、成立し公布されたことに伴い、盛岡市市税条例の一部を改正する必要が生じることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第１項の規定に基づく専決処分により改正をしたものである。

２　改正の内容

(1) 個人市民税関係

令和６年度分の個人市民税の特別税額控除（定額減税）について次のとおり規定する。

ア　令和５年の合計所得が 1,805万円以下である所得割の納税義務者に係る所得割から控除する。

イ　普通徴収により個人市民税を徴収する場合は、第１期分（６月分）の税額から控除し、第１期分から控除しきれない場合は、第２期分（８月分）以降の税額から順次控除し、納税通知書に控除した額を記載する。

ウ　公的年金等に係る個人市民税を特別徴収する場合は、本徴収の10月分の税額から控除し、10月分から控除しきれない分は、12月分以降の特別徴収税額から順次控除し、納税通知書に控除した額を記載する。

エ　納税義務者本人の合計所得金額が 1,000万円を超え、かつ、合計所得金額が48万円以下の配偶者（同一生計配偶者）を扶養する者については、令和７年度分の個人市民税の所得割額から控除する。

オ　分離課税等の所得割について、特別税額控除の対象に含めるための読替え規定を追加する。

(2) 固定資産税・都市計画税関係

ア　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定するバイオマス発電設備（出力が10,000kw以上20,000kw未満）のうち、一般木質・農作物残さ区分に該当するものについて、固定資産税の課税標準の特例割合を市町村が決定する地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）が適用されることに伴い、特例割合を７分の６とする。

イ　新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額（２分の１）措置の手続きについ

て、マンション管理組合の管理者等から市長に長期優良住宅認定通知書等の提出があり、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該住宅の区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用する。

(3) 国民健康保険税関係

ア　後期高齢者支援金分に係る課税限度額を現行の22万円から24万円とし、国民健康保険税全体としての課税限度額を下表のとおり、 104万円から 106万円に引き上げる。

区　　分	改正前	改正後
医療分	65万円	65万円
後期高齢者支援金分	22万円	**24万円**
介護納付金分	17万円	17万円
課税限度額	104万円	**106万円**

イ　低所得者世帯の軽減措置として用いる判定所得は、５割軽減に使われる29万円を29.5万円に、２割軽減に使われる53.5万円を54.5万円にそれぞれ引き上げる。

区　分	改正前	改正後
７割軽減	43万円＋10万円×(給与所得者等の数－１)以下	変更なし
５割軽減	43万円＋10万円×(給与所得者等の数－１)＋29万円×被保険者数	43万円＋10万円×(給与所得者等の数－１)＋**29.5万円**×被保険者数
２割軽減	43万円＋10万円×(給与所得者等の数－１)＋53.5万円×被保険者数	43万円＋10万円×(給与所得者等の数－１)＋**54.5万円**×被保険者数

(4) その他

法令等の改正に伴う必要な規定の整備を行う。

3　施行期日

令和６年４月１日

【参考】個人住民税の特別徴収方法及び所得税に係る定額減税について

1　地方税法で規定されている個人住民税関係

(1) 特別税額控除額

１万円×（本人＋控除対象配偶者を含む被扶養親族）

(2) 給与所得に係る特別徴収

６月分は徴収せず、定額減税後の個人住民税の所得割を７月分から令和７年５月分の 11 か月で均した税額を徴収し、特別徴収税額通知書（納税義務者用）に控除した額を記載する。

2　所得税に係る定額減税

(1) 定額減税の対象

令和６年分の合計所得が 1,805 万円以下である所得税の納税義務者に係る令和６年分の所得税額から控除する。

(2) 定額減税額

３万円×（本人＋控除対象配偶者を含む被扶養親族）

(3) 定額減税の方法

ア　給与所得に係る源泉徴収の場合６月１日以降の最初の支給日に給与等所得に係る源泉徴収税額から控除し、控除しきれない場合は次の支給日から順次控除する。年末調整で過不足を精算し、源泉徴収票に定額減税額を記載する。

イ　公的年金等に係る源泉徴収の場合

６月１日以降の最初の支給日に公的年金等所得に係る源泉徴収税額から控除し、控除しきれない場合は次の支給日から順次控除し、定額減税額を公的年金等の源泉徴収票に記載する。最終的な定額減税額の精算は、確定申告によって行う。

ウ　予定納税の場合

納税義務者からの予定納税額の減額申請の手続により、第１期分（７月）予定納税額から控除をし、控除しきれない部分の金額は、第２期分（11 月）予定納税額から控除する。

エ　確定申告における年税額からの控除の場合

事業所得者等で確定申告を行う者については、令和６年分の確定申告の際に、算出した所得税額から定額減税額を控除する。

改正後	改正前
○盛岡市市税条例 昭和25年９月１日条例第16号 改正　略 令和６年４月１日条例第22号 盛岡市市税条例 目次及び第１条から第45条の６まで　略 （市民税の減免） 第45条の７　市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対して、市民税を減免する。 （１）　生活保護法の規定による保護を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）の規定による支援給付を受ける者 （２）　当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者 （３）　風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の財産について損失を受けた者 （４）　自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を多額に支払つた者 （５）　学生及び生徒 （６）　公益社団法人及び公益財団法人 （７）　地方自治法第260条の２第１項に規定する地縁による団体 （８）　特定非営利活動促進法第２条第２項に規定する法人 ２　前項の規定により　市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。 （１）　納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号） （２）　年度（法人税割にあつては、その課税標準の算定期間）、納期の別及び税額 （３）　減免を受けようとする理由 ３　第１項の規定により　市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、　直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第45条の７の２から第62条まで　略 （固定資産税の軽減又は免除） 第63条　市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産で必要があると認めるものについては、固定資産税を軽減又は免除する。 （１）　都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画事業若しくは土地区画整理法による土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業等」という。）の施行に伴い、仮換地指定前に、道路、公園その他公共の用に供されたため使用し、又は収益することができない土地に対する固定資産税は、使用し、又は収益することができなくなつた日の属する月から、仮換地の指定があつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。ただし、使用し、又は収益している部分については、この限りでない。 （２）　土地区画整理事業等の施行に伴い、指定された仮換地が当該仮換地に対応する従前の土地に比して減少した場合における従前の土地に対する固定資産税は、地積の減少の割合に応じて、当該仮換地を使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月から月割の方法により、これを軽減する。ただし、従前の土地について使用し、又は収益しているときは、この限りでない。 （３）　土地区画整理事業等の施行に伴い、指定された仮換地に他人の工作物等がある場合において、その全部につき使用し、又は収益することができないときは、従前の土地に対する固定資産税は、その指定のあつた日の属する月から使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減し、その一部につき使用し、又は収益することができないときは、その割合に応じて月割の方法により固定資産税を軽減する。ただし、従前の土地のうち自ら使用し、又は他人に使用させている部分があるときは、その使用の割合に応じて軽減	○盛岡市市税条例 昭和25年９月１日条例第16号 改正　略 盛岡市市税条例 目次及び第１条から第45条の６まで　略 （市民税の減免） 第45条の７　市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対して、市民税を減免する。 （１）　生活保護法の規定による保護を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）の規定による支援給付を受ける者 （２）　当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者 （３）　風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の財産について損失を受けた者 （４）　自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費を多額に支払つた者 （５）　学生及び生徒 （６）　公益社団法人及び公益財団法人 （７）　地方自治法第260条の２第１項に規定する地縁による団体 （８）　特定非営利活動促進法第２条第２項に規定する法人 ２　前項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）　納税義務者の氏名及び住所又は居所（法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号） （２）　年度（法人税割にあつては、その課税標準の算定期間）、納期の別及び税額 （３）　減免を受けようとする理由 ３　第１項の規定によつて市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 第45条の７の２から第62条まで　略 （固定資産税の軽減又は免除） 第63条　市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産で必要があると認めるものについては、固定資産税を軽減又は免除する。 （１）　都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画事業若しくは土地区画整理法による土地区画整理事業（以下「土地区画整理事業等」という。）の施行に伴い、仮換地指定前に、道路、公園その他公共の用に供されたため使用し、又は収益することができない土地に対する固定資産税は、使用し、又は収益することができなくなつた日の属する月から、仮換地の指定があつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。ただし、使用し、又は収益している部分については、この限りでない。 （２）　土地区画整理事業等の施行に伴い、指定された仮換地が当該仮換地に対応する従前の土地に比して減少した場合における従前の土地に対する固定資産税は、地積の減少の割合に応じて、当該仮換地を使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月から月割の方法により、これを軽減する。ただし、従前の土地について使用し、又は収益しているときは、この限りでない。 （３）　土地区画整理事業等の施行に伴い、指定された仮換地に他人の工作物等がある場合において、その全部につき使用し、又は収益することができないときは、従前の土地に対する固定資産税は、その指定のあつた日の属する月から使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減し、その一部につき使用し、又は収益することができないときは、その割合に応じて月割の方法により固定資産税を軽減する。ただし、従前の土地のうち自ら使用し、又は他人に使用させている部分があるときは、その使用の割合に応じて軽減

改正後	改正前
額を減ずるものとする。	額を減ずるものとする。
（４） 土地区画整理事業等の施行に伴い、仮換地を与えず金銭をもつて清算される土地に対する固定資産税は、その土地に対する指定のあつた日の属する月から月割の方法により、これを軽減する。ただし、使用し、又は収益している部分については、この限りでない。	（４） 土地区画整理事業等の施行に伴い、仮換地を与えず金銭をもつて清算される土地に対する固定資産税は、その土地に対する指定のあつた日の属する月から月割の方法により、これを軽減する。ただし、使用し、又は収益している部分については、この限りでない。
（５） 公共事業実施のため、使用し、又は収益することができない土地に対する固定資産税は、使用し、又は収益することができなくなつた日の属する月から、使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。	（５） 公共事業実施のため、使用し、又は収益することができない土地に対する固定資産税は、使用し、又は収益することができなくなつた日の属する月から、使用し、又は収益することができることとなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。
（６） 生活保護法の規定により生活扶助を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定により生活支援給付を受ける者の所有し、かつ、使用する固定資産に対して課する固定資産税は、生活扶助又は生活支援給付を受けることとなつた日の属する月から受けなくなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。	（６） 生活保護法の規定により生活扶助を受ける者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定により生活支援給付を受ける者の所有し、かつ、使用する固定資産に対して課する固定資産税は、生活扶助又は生活支援給付を受けることとなつた日の属する月から受けなくなつた日の属する月まで月割の方法により、これを軽減する。
（７） 公益のため、直接専用する固定資産に対して課する固定資産税は、これを免除する。ただし、当該固定資産を有料で借り受けているときはその所有者に固定資産税を課する。	（７） 公益のため、直接専用する固定資産に対して課する固定資産税は、これを免除する。ただし、当該固定資産を有料で借り受けているときはその所有者に固定資産税を課する。
（８） 物価統制令（昭和21年勅令第118号）第４条の規定により公衆浴場入浴料金の価格につき統制額の指定を受ける公衆浴場の事業の用に供する固定資産（住宅用地を除く。）に対して課する固定資産税は、これを軽減する。	（８） 物価統制令（昭和21年勅令第118号）第４条の規定により公衆浴場入浴料金の価格につき統制額の指定を受ける公衆浴場の事業の用に供する固定資産（住宅用地を除く。）に対して課する固定資産税は、これを軽減する。
（９） 災害により被害を受けた固定資産に対する固定資産税は、その被害の程度に応じ、これを軽減又は免除する。	（９） 災害により被害を受けた固定資産に対する固定資産税は、その被害の程度に応じ、これを軽減又は免除する。
(10) 災害により自己の所有に係る家屋に甚大な被害を受けた者が当該被害を受けた日から５年以内に再建した家屋（家屋の再建に代えて取得した家屋を含む。以下この号において同じ。）に対して課する固定資産税は、当該再建した家屋に対して固定資産税を課することとなる年度から２年度を限度として、市長の定めるところにより、これを軽減又は免除する。	(10) 災害により自己の所有に係る家屋に甚大な被害を受けた者が当該被害を受けた日から５年以内に再建した家屋（家屋の再建に代えて取得した家屋を含む。以下この号において同じ。）に対して課する固定資産税は、当該再建した家屋に対して固定資産税を課することとなる年度から２年度を限度として、市長の定めるところにより、これを軽減又は免除する。
(11) 前各号に掲げるもののほか、市長において特に必要と認めるものについては、固定資産税を軽減又は免除することができる。	(11) 前各号に掲げるもののほか、市長において特に必要と認めるものについては、固定資産税を軽減又は免除することができる。
２ 前項の規定により 固定資産税の軽減又は免除を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその軽減又は免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。	２ 前項の規定によつて固定資産税の軽減又は免除を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその軽減又は免除を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
（１） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）	（１） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
（２） 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格	（２） 土地にあつては、その所在、地番、地目、地積及び価格
（３） 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格	（３） 家屋にあつては、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び価格
（４） 償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格	（４） 償却資産にあつては、その所在、種類、数量及び価格
（５） 軽減又は免除を受けようとする事由	（５） 軽減又は免除を受けようとする事由
３ 第１項の規定により 固定資産税の軽減又は免除を受けた者は、その事由が消滅した場合には 、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	３ 第１項の規定によつて固定資産税の軽減又は免除を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
第63条の２から第118条の11まで 略	第63条の２から第118条の11まで 略
（特別土地保有税の減免）	（特別土地保有税の減免）
第118条の12 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。	第118条の12 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。
（１） 公益のために直接専用する土地	（１） 公益のために直接専用する土地
（２） 市の区域の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地	（２） 市の区域の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地
（３） 前２号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの	（３） 前２号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの
２ 前項の規定により 特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。	２ 前項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。
（１） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（法人番号を有しな	（１） 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（法人番号を有しな

改正後	改正前
い者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）　土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額 （３）　減免を受けようとする事由及び前項第２号の土地にあつては、その被害の状況 ３　第１項の規定により　特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	い者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）　土地の所在、地番、地目、面積、取得年月日及び取得価額並びに税額 （３）　減免を受けようとする事由及び前項第２号の土地にあつては、その被害の状況 ３　第１項の規定によつて特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
第118条の13から第138条まで　略	第118条の13から第138条まで　略
（保険税の課税額） 第139条　前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （１）　基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険費特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。） （２）　後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。） （３）　介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第９条第２号に規定する第２号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。） ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。 ４　第１項第３号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第２項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。	（保険税の課税額） 第139条　前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 （１）　基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険費特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。） （２）　後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。） （３）　介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第９条第２号に規定する第２号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。） ２　前項第１号の基礎課税額は、世帯主（前条第２項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。 ３　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第２項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。 ４　第１項第３号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第２項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。
第140条から第146条の10まで　略	第140条から第146条の10まで　略
（保険税の減額） 第147条　次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第１項に規定する給与所得について同項第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同項第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同項第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に	（保険税の減額） 第147条　次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第139条第２項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第４項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 （１）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第１項に規定する給与所得について同項第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同項第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の５第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同項第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に

改正後	改正前
限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者	限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者
ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１万5,400円	ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１万5,400円
イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について　１万6,730円	（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について　１万6,730円
（イ）　特定世帯　１世帯について　8,365円	（イ）　特定世帯　１世帯について　8,365円
（ウ）　特定継続世帯　１世帯について　１万2,548円	（ウ）　特定継続世帯　１世帯について　１万2,548円
ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　4,340円	ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　4,340円
エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について　4,970円	（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について　4,970円
（イ）　特定世帯　１世帯について　2,485円	（イ）　特定世帯　１世帯について　2,485円
（ウ）　特定継続世帯　１世帯について　3,728円	（ウ）　特定継続世帯　１世帯について　3,728円
オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　4,480円	オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　4,480円
カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　4,690円	カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　4,690円
（２）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）	（２）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき29万　　円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者除く。）
ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１万1,000円	ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１万1,000円
イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について　１万1,950円	（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について　１万1,950円
（イ）　特定世帯　１世帯について　5,975円	（イ）　特定世帯　１世帯について　5,975円
（ウ）　特定継続世帯　１世帯について　8,963円	（ウ）　特定継続世帯　１世帯について　8,963円
ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　3,100円	ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について　3,100円
エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について　3,550円	（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について　3,550円
（イ）　特定世帯　１世帯について　1,775円	（イ）　特定世帯　１世帯について　1,775円
（ウ）　特定継続世帯　１世帯について　2,663円	（ウ）　特定継続世帯　１世帯について　2,663円
オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　3,200円	オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　3,200円
カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　3,350円	カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について　3,350円
（３）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）	（３）　法第703条の５第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。）

改正後	改正前
ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について4,400円	ア　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について4,400円
イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	イ　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について　4,780円	（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について　4,780円
（イ）　特定世帯　１世帯について　2,390円	（イ）　特定世帯　１世帯について　2,390円
（ウ）　特定継続世帯　１世帯について　3,585円	（ウ）　特定継続世帯　１世帯について　3,585円
ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について1,240円	ウ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について1,240円
エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	エ　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について　1,420円	（ア）　特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯　１世帯について　1,420円
（イ）　特定世帯　１世帯について　710円	（イ）　特定世帯　１世帯について　710円
（ウ）　特定継続世帯　１世帯について　1,065円	（ウ）　特定継続世帯　１世帯について　1,065円
オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について1,280円	オ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第138条第２項に規定する世帯主を除く。）１人について1,280円
カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について1,340円	カ　介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額　１世帯について1,340円
２　保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該未就学児につき算定したもの（前項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる被保険者均等割額の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。	２　保険税の納税義務者の属する世帯内に６歳に達する日以後の最初の３月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該未就学児につき算定したもの（前項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる被保険者均等割額の区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。
（１）　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	（１）　国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
ア　前項第１号アに掲げる額を減額した世帯　未就学児１人について　3,300円	ア　前項第１号アに掲げる額を減額した世帯　未就学児１人について　3,300円
イ　前項第２号アに掲げる額を減額した世帯　未就学児１人について　5,500円	イ　前項第２号アに掲げる額を減額した世帯　未就学児１人について　5,500円
ウ　前項第３号アに掲げる額を減額した世帯　未就学児１人について　8,800円	ウ　前項第３号アに掲げる額を減額した世帯　未就学児１人について　8,800円
エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　未就学児１人について　１万1,000円	エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　未就学児１人について　１万1,000円
（２）　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額	（２）　国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
ア　前項第１号ウに掲げる額を減額した世帯　未就学児１人について　930円	ア　前項第１号ウに掲げる額を減額した世帯　未就学児１人について　930円
イ　前項第２号ウに掲げる額を減額した世帯　未就学児１人について　1,550円	イ　前項第２号ウに掲げる額を減額した世帯　未就学児１人について　1,550円
ウ　前項第３号ウに掲げる額を減額した世帯　未就学児１人について　2,480円	ウ　前項第３号ウに掲げる額を減額した世帯　未就学児１人について　2,480円
エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　未就学児１人について　3,100円	エ　アからウまでに掲げる世帯以外の世帯　未就学児１人について　3,100円
３　保険税の納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第１項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げるものとする。）を減額して得た額とする。	３　保険税の納税義務者の世帯に出産被保険者が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第１項の規定により減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その額に１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げるものとする。）を減額して得た額とする。
（１）　出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第140条及び第142条第１項第１号の規定により算定した基礎課税額の所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	（１）　出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第140条及び第142条第１項第１号の規定により算定した基礎課税額の所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の出産の予定日の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、３月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
（２）　出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第142条第１項第２号の規定により算定した基礎課税額の被	（２）　出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第142条第１項第２号の規定により算定した基礎課税額の被

改正後	改正前
保険者均等割額（第１項の規定により同項第１号ア、第２号ア又は第３号アに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	保険者均等割額（第１項の規定により同項第１号ア、第２号ア又は第３号アに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
（３）　出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第140条及び第142条第２項第１号の規定により算定した後期高齢者支援金等課税額の所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	（３）　出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第140条及び第142条第２項第１号の規定により算定した後期高齢者支援金等課税額の所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
（４）　出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第142条第２項第２号の規定により算定した後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額（第１項の規定により同項第１号ウ、第２号ウ又は第３号ウに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	（４）　出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第142条第２項第２号の規定により算定した後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額（第１項の規定により同項第１号ウ、第２号ウ又は第３号ウに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
（５）　出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第140条及び第142条第３項第１号の規定により算定した介護納付金課税額の所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	（５）　出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第140条及び第142条第３項第１号の規定により算定した介護納付金課税額の所得割額の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
（６）　出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第142条第３項第２号の規定により算定した介護納付金課税額の被保険者均等割額（第１項の規定により同項第１号オ、第２号オ又は第３号オに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額	（６）　出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第142条第３項第２号の規定により算定した介護納付金課税額の被保険者均等割額（第１項の規定により同項第１号オ、第２号オ又は第３号オに掲げる額を減額するものとした場合にあつては、その減額後のもの）の12分の１の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
第147条の２から第150条まで　略	第147条の２から第150条まで　略
附　則	附　則
第１条から第５条の６まで　略	第１条から第５条の６まで　略
（令和６年度分の個人の市民税の特別税額控除）	
第５条の７　令和６年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の８第４項及び第５項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和６年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第５条の９において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第36条の３、第36条の５から第36条の８まで、附則第３条の４第２項、附則第５条第１項、附則第５条の３の２第１項、附則第５条の４及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	
２　前項の規定の適用がある場合における第36条の６第２項、第45条の４の５第１項及び附則第５条の４の規定の適用については、第36条の６第２項及び附則第５条の４中「附則第５条の６第２項」とあるのは「附則第５条の６第２項及び第５条の８第６項」と、第45条の４の５第１項中「課した」とあるのは「附則第５条の７第１項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第５条の７第１項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。	
（令和６年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）	
第５条の８　令和６年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第42条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。	
（１）　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第１項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第５条の８第１項及び第２項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を４で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に３を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項にお	

改正後	改正前
いて「第１期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第41条第１項に規定する第１期の納期（以下この項、次項及び次条第１項において「第１期納期」という。）においてはその者の第１期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。 （２）　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期においてはないものとし、第41条第１項に規定する第２期の納期（以下この項及び次条第１項において「第２期納期」という。）においてはその者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第41条第１項に規定する第３期の納期（以下この項において「第３期納期」という。）及び同条第１項に規定する第４期の納期（以下この項において「第４期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。 （３）　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期及び第２期納期においてはないものとし、第３期納期においてはその者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第４期納期においてはその者の分割金額とする。 （４）　特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の分割金額に２を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第１期納期、第２期納期及び第３期納期においてはないものとし、第４期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。 ２　令和６年度分の個人の市民税（第１期納期から第45条の４第１項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。 （令和６年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例） 第５条の９　令和６年度分の個人の市民税に限り、第45条の４の２第１項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第３項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第２項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。 （１）　特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第５条の７第１項の規定の適用がないものとした場合に算出される第45条の４の２第１項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第５号において同じ。）の合算額（以下この号及び第５号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第３項第１号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第３項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の２分の１に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を２で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第２期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第	

改正後	改正前
１期分金額」という。）に満たない場合には、第１期納期及び第２期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第45条の４の３に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第３項において「特別徴収対象税額」という。）は、第１期納期においてはその者の第１期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第２期納期においてはその者の第２期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月１日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を３で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月１日から翌年の３月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。	
（２）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月１日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月１日から翌年の３月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。	
（３）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月１日から11月30日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月１日から翌年の３月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。	
（４）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月１日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月１日から翌年の１月31日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。	
（５）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月１日から翌年の１月31日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。	
２　前項の規定の適用がある場合における第45条の４の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月１日から翌年の３月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第５条の９第１項各号に規定する特別徴収の方法によ	

改正後	改正前
つて徴収すべき額」とする。 3　令和６年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第１項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。 （１）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第45条の４の５第１項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を３で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月１日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月１日から翌年の３月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 （２）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月１日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月１日から翌年の１月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。 （３）　特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月１日から翌年の１月31日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月31日までの間においてはその者の第45条の４の５第２項の規定により読み替えられた第45条の４の２第１項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。 4　前項の規定の適用がある場合における第45条の４の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月１日から翌年の３月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第５条の９第３項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。 5　令和６年度分の個人の市民税につき第45条の４の６第１項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。 （令和７年度分の個人の市民税の特別税額控除） 第５条の10　令和７年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の12第３項及び第４項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和７年度分特別税額控除額を、同条第３項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第36条の３、第36条の５から第36条の８まで、附則第３条の４第２項、附則第５条第１項、附則第５条の３の２第１項、附則第５条の４及び附則第５条の６の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	
（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第６条　昭和57年度から令和９年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第４項に規定する場合において、第38条第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の２第１項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第１項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2　前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第５項に規定する場合において、第38条第１項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第２項第２号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の	（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第６条　昭和57年度から令和９年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第４項に規定する場合において、第38条第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第38条の２第１項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第１項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。 2　前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第５項に規定する場合において、第38条第１項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第２項第２号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の

改正後	改正前
所得割の額は、第35条から第36条の３まで、第36条の５から第36条の７まで、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項、附則第５条の３の２第１項及び附則第５条の４の規定にかかわらず、法附則第６条第５項各号に掲げる金額の合計額とする。	所得割の額は、第35条から第36条の３まで、第36条の５から第36条の７まで、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項、附則第５条の３の２第１項及び前条の規定にかかわらず、法附則第６条第５項各号に掲げる金額の合計額とする。
３　前項の規定の適用がある場合における第36条の８第１項、附則第５条の７第１項及び前条の規定の適用については、第36条の８第１項中「前３条」とあるのは「前３条並びに附則第６条第２項」と、附則第５条の７第１項中「及び前条」とあるのは「、前条及び附則第６条第２項」と、前条中「及び附則第５条の６」とあるのは「、附則第５条の６及び次条第２項」とする。	３　前項の規定の適用がある場合における第36条の８第１項の規定の適用については、同項中「前３条」とあるのは、「前３条並びに附則第６条第２項」とする。
第７条及び第７条の２　略	第７条及び第７条の２　略
（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）	（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）
第７条の２の２　法附則第15条第２項第１号に規定する割合は、２分の１とする。	第７条の２の２　法附則第15条第２項第１号に規定する割合は、２分の１とする。
２　法附則第15条第２項第５号に規定する割合は、５分の４とする。	２　法附則第15条第２項第５号に規定する割合は、５分の４とする。
３　法附則第15条第25項第１号イに規定する設備について同号に規定する割合は、３分の２とする。	３　法附則第15条第25項第１号イに規定する設備について同号に規定する割合は、３分の２とする。
４　法附則第15条第25項第１号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、３分の２とする。	４　法附則第15条第25項第１号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、３分の２とする。
５　法附則第15条第25項第１号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、３分の２とする。	５　法附則第15条第25項第１号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、３分の２とする。
６　法附則第15条第25項第１号ニに規定する設備について同号に規定する割合は、３分の２とする。	６　法附則第15条第25項第１号ニに規定する設備について同号に規定する割合は、３分の２とする。
７　法附則第15条第25項第２号に規定する設備について同号に規定する割合は、７分の６とする。	
８　法附則第15条第25項第３号イに規定する設備について同号に規定する割合は、４分の３とする。	７　法附則第15条第25項第２号イに規定する設備について同号に規定する割合は、４分の３とする。
９　法附則第15条第25項第３号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、４分の３とする。	８　法附則第15条第25項第２号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、４分の３とする。
10　法附則第15条第25項第３号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、４分の３とする。	９　法附則第15条第25項第２号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、４分の３とする。
11　法附則第15条第25項第４号イに規定する設備について同号に規定する割合は、２分の１とする。	10　法附則第15条第25項第３号イに規定する設備について同号に規定する割合は、２分の１とする。
12　法附則第15条第25項第４号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、２分の１とする。	11　法附則第15条第25項第３号ロに規定する設備について同号に規定する割合は、２分の１とする。
13　法附則第15条第25項第４号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、２分の１とする。	12　法附則第15条第25項第３号ハに規定する設備について同号に規定する割合は、２分の１とする。
14　法附則第15条第28項に規定する割合は、３分の２とする。	13　法附則第15条第28項に規定する割合は、３分の２とする。
	14　法附則第15条第32項に規定する割合は、３分の１とする。
15　法附則第15条第32項に規定する割合は、３分の２とする。	15　法附則第15条第33項に規定する割合は、３分の２とする。
16　法附則第15条の８第２項に規定する割合は、３分の２とする。	16　法附則第15条の８第２項に規定する割合は、３分の２とする。
17　法附則第15条の９の３第１項に規定する割合は、２分の１とする。	17　法附則第15条の９の３第１項に規定する割合は、２分の１とする。
（新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）
第７条の３　法附則第15条の７第１項又は第２項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第３項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。	第７条の３　法附則第15条の７第１項又は第２項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第３項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。
（１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）	（１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
（２）　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積	（２）　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
（３）　家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日	（３）　家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日
（４）　当該年度の初日の属する年の１月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかつた理由	（４）　当該年度の初日の属する年の１月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかつた理由
２　市長は、法附則第15条の７第１項又は第２項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第５条第４項に規定する管理者等から、法附則第15条の７第３項に規定する期間内に施行規則附則第７条第４項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の７第１項又は第２項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項又は第２項の規定を適用することができる。	
第７条の４及び第７条の５　略	第７条の４及び第７条の５　略

改正後	改正前
（高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告） 第７条の６　法附則第15条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）　家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 （３）　家屋の建築年月日及び登記年月日 （４）　施行令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 （５）　居住安全改修工事が完了した年月日 （６）　居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 （７）　居住安全改修工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかつた理由	（高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告） 第７条の６　法附則第15条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第８項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）　家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 （３）　家屋の建築年月日及び登記年月日 （４）　施行令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 （５）　居住安全改修工事が完了した年月日 （６）　居住安全改修工事に要した費用並びに施行令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 （７）　居住安全改修工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかつた理由
（熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告） 第７条の７　法附則第15条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）　家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 （３）　家屋の建築年月日及び登記年月日 （４）　熱損失防止改修工事等が完了した年月日 （５）　熱損失防止改修工事等に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等 （６）　熱損失防止改修工事等が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかつた理由	（熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告） 第７条の７　法附則第15条の９第９項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）　家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 （３）　家屋の建築年月日及び登記年月日 （４）　熱損失防止改修工事等が完了した年月日 （５）　熱損失防止改修工事等に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等 （６）　熱損失防止改修工事等が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかつた理由
（特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告） 第７条の８　法附則第15条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 （３）　家屋の建築年月日及び登記年月日 （４）　耐震改修が完了した年月日 （５）　耐震改修に要した費用 （６）　耐震改修が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかつた理由	（特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告） 第７条の８　法附則第15条の９の２第１項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 （３）　家屋の建築年月日及び登記年月日 （４）　耐震改修が完了した年月日 （５）　耐震改修に要した費用 （６）　耐震改修が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかつた理由
（特定熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告） 第７条の９　法附則第15条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）　家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 （３）　家屋の建築年月日及び登記年月日	（特定熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告） 第７条の９　法附則第15条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）　家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積 （３）　家屋の建築年月日及び登記年月日

改正後	改正前
（４）　熱損失防止改修工事等が完了した年月日 （５）　熱損失防止改修工事等に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等 （６）　熱損失防止改修工事等が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかつた理由 （特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）	（４）　熱損失防止改修工事等が完了した年月日 （５）　熱損失防止改修工事等に要した費用及び施行令附則第12条第31項に規定する補助金等 （６）　熱損失防止改修工事等が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかつた理由 （特定マンションに係る区分所有に係る家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）
第７条の10　法附則第15条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）　家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積 （３）　家屋の建築年月日及び登記年月日 （４）　当該工事が完了した年月日 （５）　当該工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかつた理由 （耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）	第７条の10　法附則第15条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）　家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積 （３）　家屋の建築年月日及び登記年月日 （４）　当該工事が完了した年月日 （５）　当該工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかつた理由 （耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）
第７条の11　法附則第15条の10第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 （３）　家屋の建築年月日及び登記年月日 （４）　耐震改修が完了した年月日 （５）　施行規則附則第７条第18項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 （６）　耐震改修が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかつた理由	第７条の11　法附則第15条の10第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が施行令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 （１）　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称） （２）　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積 （３）　家屋の建築年月日及び登記年月日 （４）　耐震改修が完了した年月日 （５）　施行規則附則第７条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用 （６）　耐震改修が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかつた理由
第７条の12　略 （土地に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）	第７条の12　略 （土地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）
第８条　次条から附則第12条の２までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 （１）　農地　法附則第17条第１号 （２）　宅地等　法附則第17条第２号 （３）　住宅用地　法附則第17条第３号 （４）　商業地等　法附則第17条第４号 （５）　負担水準　法附則第17条第８号イ （６）　前年度分の固定資産税の課税標準額　法附則第18条第６項（附則第11条の場合には、法附則第19条第２項において準用する法附則第18条第６項） （７）　市街化区域農地　法附則第19条の２第１項 （令和７年度又は令和８年度における土地の価格の特例）	第８条　次条から附則第12条の２までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げる規定に定めるところによる。 （１）　農地　法附則第17条第１号 （２）　宅地等　法附則第17条第２号 （３）　住宅用地　法附則第17条第３号 （４）　商業地等　法附則第17条第４号 （５）　負担水準　法附則第17条第８号イ （６）　前年度分の固定資産税の課税標準額　法附則第18条第６項（附則第11条の場合には、法附則第19条第２項において準用する法附則第18条第６項） （７）　市街化区域農地　法附則第19条の２第１項 （令和４年度又は令和５年度における土地の価格の特例）
第８条の２　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第51条の規定にかかわらず、令和７年度分又は令和８年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（同項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 ２　法附則第17条の２第２項に規定する令和７年度適用土地又は令和７年度類似適用土地であつて、令和８年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課	第８条の２　市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の２第１項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第51条の規定にかかわらず、令和４年度分又は令和５年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（同項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。 ２　法附則第17条の２第２項に規定する令和４年度適用土地又は令和４年度類似適用土地であつて、令和５年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課

改正後	改正前
税標準は、第51条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の２第２項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。	税標準は、第51条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の２第２項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。
（宅地等に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第９条　宅地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の５　　を乗じて得た額を加算した額　　（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。	第９条　宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３の２の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の５（商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。
２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格に10分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	２　前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和４年度分及び令和５年度分　　の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格に10分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。	３　第１項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和４年度分及び令和５年度分　　の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。	４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。
５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。	５　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の額は、第１項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。
第10条　令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の算定については、地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号。附則第17条の３において「令和６年改正法」という。）附則第21条第１項の規定に基づき、法附則第18条の３（法附則第21条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。	第10条　令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の算定については、地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号。附則第17条の３において「令和３年改正法」という。）附則第14条第１項の規定に基づき、法附則第18条の３（法附則第21条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。
（農地に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の特例）	（農地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税の特例）
第11条　農地に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税	第11条　農地に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の固定資産税

改正後	改正前
の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額　　）に、当該農地の当該年度の次表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額　　を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。	の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

第12条から第14条まで　略

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条　附則第９条第１項から第５項までの規定の適用がある宅地等（附則第８条第２号に規定する宅地等をいうものとし、法第349条の３、第349条の３の２又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の特別土地保有税については、第118条の８第１号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第９条第１項から第５項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

２　法附則第11条の５第１項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年１月１日から令和９年３月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第118条の８第２号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第１項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第１項に規定する価格（法附則第11条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とする。

３　当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年（当該土地の取得の日が１月１日である場合にあつては、同日の属する年の翌年）の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第118条の５第１項の土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額とする。

４　前項の「修正取得価額」とは、施行規則附則第８条の５第１項に規定する額（当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあつては、当該各号に掲げる額）をいう。

（１）　宅地評価土地（宅地及び法附則第17条第４号に規定する宅地比準土地をいう。以下同じ。）　当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に1.428を乗じて得た額

（２）　宅地評価土地以外の土地　当該宅地評価土地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に当該年度の初日の属する年の前年分の当該宅地評価土地以外の土地に係る評価倍率（土地評価審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令（平成３年大蔵省令第33号）第２条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。）を乗じ、更に1.25を乗じて得た額（評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあつては、市長が適当であると認める率を乗じて得た額）

５　法附則第31条の３第３項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第118条の８第１号（第１項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）中「控除した額」とあるのは、「控除した額の３分の１に相当する額」とする。

第15条の２　略

（読替規定）

第15条の３　法附則第15条第１項、第９項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項、第31項、第32項若しくは第34項　　、第15条の３又は第63

第12条から第14条まで　略

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条　附則第９条第１項から第５項までの規定の適用がある宅地等（附則第８条第２号に規定する宅地等をいうものとし、法第349条の３、第349条の３の２又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の特別土地保有税については、第118条の８第１号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第９条第１項から第５項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

２　法附則第11条の５第１項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年１月１日から令和６年３月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第118条の８第２号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とし、「施行令第54条の38第１項に規定する価格」とあるのは「施行令第54条の38第１項に規定する価格（法附則第11条の５第１項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に２分の１を乗じて得た額」とする。

３　当分の間、土地の取得の日の属する年の翌々年（当該土地の取得の日が１月１日である場合にあつては、同日の属する年の翌年）の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第118条の５第１項の土地の取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額とする。

４　前項の「修正取得価額」とは、施行規則附則第８条の５第１項に規定する額（当該額が、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を超えない場合にあつては、当該各号に掲げる額）をいう。

（１）　宅地評価土地（宅地及び法附則第17条第４号に規定する宅地比準土地をいう。以下同じ。）　当該宅地評価土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に1.428を乗じて得た額

（２）　宅地評価土地以外の土地　当該宅地評価土地以外の土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に当該年度の初日の属する年の前年分の当該宅地評価土地以外の土地に係る評価倍率（土地評価審議会に係る土地の評価についての基本的事項等に関する省令（平成３年大蔵省令第33号）第２条の規定により国税局長が国税局及び税務署において閲覧に供するものとされている土地の評価に関する事項において定められている倍率をいう。以下同じ。）を乗じ、更に1.25を乗じて得た額（評価倍率の定めのない宅地評価土地以外の土地にあつては、市長が適当であると認める率を乗じて得た額）

５　法附則第31条の３第３項の規定の適用がある土地に対して課する特別土地保有税については、第118条の８第１号（第１項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）中「控除した額」とあるのは、「控除した額の３分の１に相当する額」とする。

第15条の２　略

（読替規定）

第15条の３　法附則第15条第１項、第９項、第13項、第15項、第17項、第19項、第24項、第31項から第33項まで若しくは第35項、第15条の３又は第63

改正後	改正前
条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第２項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の３まで若しくは第63条」とする。 （土地に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義） 第16条　次条及び附則第17条の２第２項の「宅地等」とは法附則第17条第２号に、次条及び附則第17条の２第３項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第６項において読み替えて準用される法附則第18条第６項に、附則第17条の２第１項、第３項及び第４項の「商業地等」とは法附則第17条第４号に、附則第17条の２第３項及び第４項並びに附則第18条の「負担水準」とは法附則第17条第８号ロに、附則第18条の「農地」とは法附則第17条第１号に、附則第18条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第２項において読み替えて準用される法附則第18条第６項に、附則第18条の２第１項及び第２項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の２第１項に規定するところによる。 （宅地等に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第17条　宅地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の５　　を乗じて得た額を加算した額　　（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 第17条の２　前条の規定の適用を受ける商業地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 ２　前条の規定の適用を受ける宅地等に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 ３　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 ４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15	条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第132条第２項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の３まで若しくは第63条」とする。 （土地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義） 第16条　次条及び附則第17条の２第２項の「宅地等」とは法附則第17条第２号に、次条及び附則第17条の２第３項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第６項において読み替えて準用される法附則第18条第６項に、附則第17条の２第１項、第３項及び第４項の「商業地等」とは法附則第17条第４号に、附則第17条の２第３項及び第４項並びに附則第18条の「負担水準」とは法附則第17条第８号ロに、附則第18条の「農地」とは法附則第17条第１号に、附則第18条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第２項において読み替えて準用される法附則第18条第６項に、附則第18条の２第１項及び第２項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の２第１項に規定するところによる。 （宅地等に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例） 第17条　宅地等に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の３の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の５（商業地等に係る令和４年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 第17条の２　前条の規定の適用を受ける商業地等に係る令和４年度分及び令和５年度分　　の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の６を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 ２　前条の規定の適用を受ける宅地等に係る令和４年度分及び令和５年度分　　の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の２を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前条の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 ３　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。 ４　商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の７を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15

改正後	改正前
条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。	条から第15条の３までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。
第17条の３　令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の算定については、令和６年改正法附則第21条第１項の規定に基づき、法附則第25条の３（法附則第27条の４の２第２項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。	第17条の３　令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の算定については、令和３年改正法附則第22条第１項の規定に基づき、法附則第25条の３（法附則第27条の４の２第２項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。
（農地に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の特例）	（農地に対して課する令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の特例）
第18条　農地に係る令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。	第18条　農地に係る令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

第18条の２及び第19条　略	第18条の２及び第19条　略
（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）	（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）
第20条　当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第８条の４第１項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第35条第１項及び第２項並びに第36条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として施行令附則第16条の２の11第３項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第３項第１号の規定により読み替えて適用される第36条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第５条第１項の規定は、適用しない。	第20条　当分の間、市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第８条の４第１項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第35条第１項及び第２項並びに第36条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として施行令附則第16条の２の11第３項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第３項第１号の規定により読み替えて適用される第36条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第５条第１項の規定は、適用しない。
２　前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第１項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。	２　前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第１項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。
３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）　第36条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。	（１）　第36条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
（２）　第36条の５から第36条の７まで、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、第36条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項前段、第36条の７、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	（２）　第36条の５から第36条の７まで、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、第36条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項前段、第36条の７、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
（３）　第37条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあ	（３）　第37条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあ

改正後	改正前
るのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第８条の４第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。	るのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第８条の４第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。
（４）　附則第３条の４の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	（４）　附則第３条の４の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条第１項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。
（５）　附則第５条の７及び附則第５条の10の規定の適用については、附則第５条の７第１項及び附則第５条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	
（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）	（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）
第21条　市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の４第１項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第35条及び第36条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額（法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。	第21条　市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の４第１項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第35条及び第36条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額（法附則第33条の３第５項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。
（１）　土地等に係る事業所得等の金額（第３項第１号の規定により読み替えて適用される第36条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。）の100分の7.2に相当する金額	（１）　土地等に係る事業所得等の金額（第３項第１号の規定により読み替えて適用される第36条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。）の100分の7.2に相当する金額
（２）　土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の100分の110に相当する金額	（２）　土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の100分の110に相当する金額
２　前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の３第６項に規定するものについては、適用しない。	２　前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の３第６項に規定するものについては、適用しない。
３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）　第36条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条第１項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。	（１）　第36条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条第１項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
（２）　第36条の５から第36条の７まで、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、第36条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項前段、第36条の７、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	（２）　第36条の５から第36条の７まで、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、第36条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項前段、第36条の７、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
（３）　第37条第１項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条第１項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の４第１項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。	（３）　第37条第１項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条第１項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の４第１項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
（４）　附則第３条の４の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条第１項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	（４）　附則第３条の４の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条第１項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。
（５）　附則第５条の７及び附則第５条の10の規定の適用については、附則第５条の７第１項及び附則第５条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	
４　第１項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の３第８項に規定するものについては、適用しない。	４　第１項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で法附則第33条の３第８項に規定するものについては、適用しない。
（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）	（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）
第22条　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第１項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第	第22条　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第１項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第

改正後	改正前
35条及び第36条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第３項第１号の規定により読み替えて適用される第36条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。	35条及び第36条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項、第35条の２第１項、第35条の３第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第３項第１号の規定により読み替えて適用される第36条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。
２　前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第３項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第24条第１項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第５項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。	２　前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第３項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第24条第１項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第５項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。
３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）　第36条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第22条第１項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	（１）　第36条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第22条第１項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
（２）　第36条の５から第36条の７まで、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、第36条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項前段、第36条の７、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	（２）　第36条の５から第36条の７まで、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、第36条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項前段、第36条の７、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
（３）　第37条第１項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第22条第１項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。	（３）　第37条第１項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第22条第１項に規定する長期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第１項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
（４）　附則第３条の４の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第22条第１項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	（４）　附則第３条の４の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第22条第１項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。
（５）　附則第５条の７及び附則第５条の10の規定の適用については、附則第５条の７第１項及び附則第５条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	
第22条の２及び第23条　略	第22条の２及び第23条　略
（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）	（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）
第24条　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第１項に規定する譲渡所得（同条第２項に規定する譲渡所得による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第35条及び第36条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第１項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第５項第１号の規定により読み替えて適用される第36条の２の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の5.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。	第24条　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第１項に規定する譲渡所得（同条第２項に規定する譲渡所得による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第35条及び第36条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の４第１項若しくは第２項、第34条第１項、第34条の２第１項、第34条の３第１項、第35条第１項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第１項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第５項第１号の規定により読み替えて適用される第36条の２の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の5.4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。
２　前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第３項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第22条第１項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第34条第４項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当	２　前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第３項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第22条第１項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第34条第４項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当

改正後	改正前
該損失の金額を控除した後の金額をいう。	該損失の金額を控除した後の金額をいう。
3　第１項に規定する譲渡所得で法附則第35条第７項に規定するものに係る第１項の規定の適用については、同項中「100分の5.4」とあるのは、「100分の３」とする。	3　第１項に規定する譲渡所得で法附則第35条第７項に規定するものに係る第１項の規定の適用については、同項中「100分の5.4」とあるのは、「100分の３」とする。
4　第１項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうちに法附則第35条第７項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそのそれぞれにつき第１項の計算を行うものとする。	4　第１項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうちに法附則第35条第７項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそのそれぞれにつき第１項の計算を行うものとする。
5　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	5　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）　第36条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第24条第１項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。	（１）　第36条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第24条第１項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
（２）　第36条の５から第36条の７まで、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、第36条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項前段、第36条の７、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	（２）　第36条の５から第36条の７まで、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、第36条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項前段、第36条の７、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
（３）　第37条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条第１項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第１項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。	（３）　第37条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条第１項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第１項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。
（４）　附則第３条の４の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第24条第１項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	（４）　附則第３条の４の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第24条第１項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。
（５）　附則第５条の７及び附則第５条の10の規定の適用については、附則第５条の７第１項及び附則第５条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第24条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	
（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）	（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）
第24条の２　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第１項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第35条第１項及び第２項並びに第36条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第18条第５項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第36条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。	第24条の２　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第１項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第35条第１項及び第２項並びに第36条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令附則第18条第５項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第36条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。
2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）　第36条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第24条の２第１項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	（１）　第36条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第24条の２第１項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（２）　第36条の５から第36条の７まで、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、第36条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項前段、第36条の７、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の２第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	（２）　第36条の５から第36条の７まで、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、第36条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項前段、第36条の７、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第24条の２第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
（３）　第37条第１項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条の２第１項に規定す	（３）　第37条第１項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第24条の２第１項に規定す

改正後	改正前
る一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第１項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。	る一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第１項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
（４）　附則第３条の４の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第24条の２第１項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	（４）　附則第３条の４の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第24条の２第１項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第24条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。
（５）　附則第５条の７及び附則第５条の10の規定の適用については、附則第５条の７第１項及び附則第５条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第24条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	
第24条の３　略	第24条の３　略
（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）	（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）
第25条　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第35条及び第36条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第18条の７に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第36条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。	第25条　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第１項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第35条及び第36条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令附則第18条の７に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第１号の規定により読み替えて適用される第36条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の３に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。
２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）　第36条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条第１項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。	（１）　第36条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条第１項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
（２）　第36条の５から第36条の７まで、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、第36条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項前段、第36条の７、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	（２）　第36条の５から第36条の７まで、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、第36条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項前段、第36条の７、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
（３）　第37条第１項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条第１項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第１項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。	（３）　第37条第１項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条第１項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第１項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
（４）　附則第３条の４の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条第１項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	（４）　附則第３条の４の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条第１項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。
（５）　附則第５条の７及び附則第５条の10の規定の適用については、附則第５条の７第１項及び附則第５条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	
（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）	（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）
第25条の２　所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第８条第２項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第２項に規定する特例適用利子等については、第35条及び第36条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第８条第２項（外国居住者等所得相互免除法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第１号の規定により読み替えられた第36条の２の規定の適用がある	第25条の２　所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第８条第２項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第５項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第２項に規定する特例適用利子等については、第35条及び第36条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第８条第２項（外国居住者等所得相互免除法第12条第５項及び第16条第２項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第１号の規定により読み替えられた第36条の２の規定の適用がある

改正後	改正前
場合には、その適用後の金額）に100分の３の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。	場合には、その適用後の金額）に100分の３の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	2　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）　第36条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の２第１項に規定する特例適用利子等の額」とする。	（１）　第36条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の２第１項に規定する特例適用利子等の額」とする。
（２）　第36条の５から第36条の７まで、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、第36条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項前段、第36条の７、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の２第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	（２）　第36条の５から第36条の７まで、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、第36条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項前段、第36条の７、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の２第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
（３）　第37条第１項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の２第１項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第７条第10項（同法第11条第８項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第７条第12項（同法第11条第９項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第７条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第７条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。	（３）　第37条第１項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の２第１項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第７条第10項（同法第11条第８項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第７条第12項（同法第11条第９項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第７条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第７条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
（４）　附則第３条の４の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の２第１項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	（４）　附則第３条の４の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の２第１項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。
（５）　附則第５条の７及び附則第５条の10の規定の適用については、附則第５条の７第１項及び附則第５条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	
3　所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第８条第４項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第６項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第３項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第35条第３項及び第４項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第36条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第８条第４項（外国居住者等所得相互免除法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第５項第１号の規定により読み替えられた第36条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の３の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。	3　所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第８条第４項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第６項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第３項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第35条第３項及び第４項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第36条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第８条第４項（外国居住者等所得相互免除法第12条第６項及び第16条第３項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第５項第１号の規定により読み替えられた第36条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の３の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
4　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第38条の２第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。	4　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第38条の２第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。
5　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	5　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）　第36条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の２第３項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。	（１）　第36条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の２第３項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
（２）　第36条の５から第36条の７まで、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、第36条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項前段、第36条の７、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項中「所得割の	（２）　第36条の５から第36条の７まで、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、第36条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項前段、第36条の７、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項中「所得割の

改正後	改正前
額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
（３）　第37条第１項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の２第３項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第７条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。	（３）　第37条第１項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の２第３項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第７条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
（４）　附則第３条の４の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の２第３項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。	（４）　附則第３条の４の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の２第３項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。
（５）　附則第５条の７及び附則第５条の10の規定の適用については、附則第５条の７第１項及び附則第５条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。	
（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第25条の３　所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等については、第35条及び第36条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第１号の規定により読み替えられた第36条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の５の税率から租税条約等実施特例法第３条の２の２第１項に規定する限度税率（第３項において「限度税率」という。）を控除して得た率に５分の３を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第３項の規定の適用を受ける場合には、100分の３の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。	（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第25条の３　所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第10項に規定する条約適用利子等については、第35条及び第36条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第１号の規定により読み替えられた第36条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の５の税率から租税条約等実施特例法第３条の２の２第１項に規定する限度税率（第３項において「限度税率」という。）を控除して得た率に５分の３を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第３項の規定の適用を受ける場合には、100分の３の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）　第36条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の３第１項に規定する条約適用利子等の額」とする。	（１）　第36条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の３第１項に規定する条約適用利子等の額」とする。
（２）　第36条の５から第36条の７まで、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、第36条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項前段、第36条の７、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	（２）　第36条の５から第36条の７まで、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、第36条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項前段、第36条の７、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
（３）　第37条第１項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の３第１項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第３条の２第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。	（３）　第37条第１項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の３第１項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第３条の２第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
（４）　附則第３条の４の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の３第１項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	（４）　附則第３条の４の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の３第１項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。
（５）　附則第５条の７及び附則第５条の10の規定の適用については、附則第５条の７第１項及び附則第５条の10中「所得割の額」とあるのは、「所	

改正後	改正前
得割の額並びに附則第25条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。	
３　所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第35条第３項及び第４項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第36条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第５項第１号の規定により読み替えられた第36条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の５の税率から限度税率を控除して得た率に５分の３を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第３項の規定の適用を受ける場合には、100分の３の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。	３　所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第35条第３項及び第４項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第36条の３の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第３条の２の２第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第５項第１号の規定により読み替えられた第36条の２の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の５の税率から限度税率を控除して得た率に５分の３を乗じて得た率（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第３条の２の２第３項の規定の適用を受ける場合には、100分の３の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
４　前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第38条の２第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。	４　前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第38条の２第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。
５　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	５　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
（１）　第36条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の３第３項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。	（１）　第36条の２の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の３第３項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。
（２）　第36条の５から第36条の７まで、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、第36条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項前段、第36条の７、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	（２）　第36条の５から第36条の７まで、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項の規定の適用については、第36条の５中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項前段、第36条の７、第36条の８第１項、附則第５条第１項、附則第５条の３第１項及び附則第５条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第36条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第25条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
（３）　第37条第１項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは附則第25条の３第３項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第３条の２第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。	（３）　第37条第１項の規定の適用については、同項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは附則第25条の３第３項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第３条の２第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
（４）　附則第３条の４の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の３第３項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。	（４）　附則第３条の４の規定の適用については、同条第１項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の３第３項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第２項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。
（５）　附則第５条の７及び附則第５条の10の規定の適用については、附則第５条の７第１項及び附則第５条の10中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条の３第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。	
６　租税条約等実施特例法第３条の２の２第１項の規定の適用がある場合（第３項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第36条の８の規定の適用については、同条第１項中「又は同条第６項」とあるのは「若しくは附則第25条の３第３項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第４項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１項の規定及び法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課されたとき、又は第35条第６項」と、同条第３項中「法37条の４」とあるのは「租税条約等実施特例法第３条の２の２第９項の規定により読み替えて適用される法37条の４」とする。	６　租税条約等実施特例法第３条の２の２第１項の規定の適用がある場合（第３項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第36条の８の規定の適用については、同条第１項中「又は同条第６項」とあるのは「若しくは附則第25条の３第３項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第４項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１項の規定及び法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課されたとき、又は第35条第６項」と、同条第３項中「法37条の４」とあるのは「租税条約等実施特例法第３条の２の２第９項の規定により読み替えて適用される法37条の４」とする。
第25条の４から第41条まで　略	第25条の４から第41条まで　略
附　則　略	附　則　略
附　則（令和６年条例第　号）	

改正後	改正前
（施行期日） 1　この条例は、公布の日から施行する。 （固定資産税に関する経過措置） 2　別段の定めがあるものを除き、改正後の盛岡市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和５年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。 3　令和２年４月１日から令和６年３月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 4　平成29年４月１日から令和６年３月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。 （都市計画税に関する経過措置） 5　別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和５年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。 6　平成29年４月１日から令和６年３月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。 （国民健康保険税に関する経過措置） 7　新条例の規定中国民健康保険税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。	